

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報の保護及び取扱いに関する内容を契約に含めている。

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の内容	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進事業対象者の健康の保持増進に関する各種検診等を行う。特定個人情報ファイルは、健康増進法による各種検診等の対象者の把握等に使用する。 番号法別表第二に基づき、必要な情報を副本として中間サーバへ登録し、情報提供ネットワークシステム等を通じて、情報の照会、提供を行う。 中間サーバコネクタを通じ、特定個人情報(連携対象)の照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	LOGHEALTH21/AD II
②システムの機能	地方自治体向けの「安心・安全に、住民のライフステージをトータルにサポート」をコンセプトとした総合健康管理システムであり、各種健診事業・健診結果に伴う教育・相談、報告書作成及び基礎統計等、予防接種の対象者管理及び各種関連業務等の各種マスター管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	【符号管理機能】 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 【情報照会機能】 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 【情報提供機能】 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該個人情報(連携対象)の提供を行う。 【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 【セキュリティ管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複合化や、電文への署名付与、電文及び提供許可書に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。

	【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 【システム管理機能】 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 （ ） [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
成人健康管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条8号(別表第二16の2・17・18・19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<第7号>第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条8号(別表第二16の2・16の3の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<第7号>第12条の2、第12条の2の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	年度末年齢20歳以上
その必要性	健康増進事業対象者
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	【個人番号対応符号】 ・中間サーバコネクタを通じ、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行うため 【識別情報】 ・各種検診の対象者を特定するため 【連絡先等情報】 ・各種検診受診券の送付及び受診勧奨通知、また、届出内容の不備等の際の問合せを行うため 【地方税関係情報】 ・検診費用免除の要件確認を行うため 【健康・医療関係情報】 ・対象者の検診受診情報を検診受診記録として適切に記録・保管するため
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		健康増進事業対象者の健康管理に伴う各種検診受診履歴、対象者個々の通年データによる健康教育指導、また各種検診の受診勧奨を行うため。
④使用の主体	使用部署	保健福祉部健康づくり課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・各種検診の受診券を発行するために使用する ・各種検診の結果及び受診履歴記録をシステムに入力し、健康増進事業を実施するために使用する ・各種検診毎の対象者や受診記録及び結果・未受診者を抽出するために使用する ・本人からの問合せ対応に使用する
	情報の突合	・各種検診実施医療機関から提出された健診受診者の結果票に記載されている情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、各種検診を受けた者の健康状態を正確に把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件)	
委託事項1	健康管理システム(特定健診及び健康診査・がん検診・歯科口腔・教育相談管理)の運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
①委託内容	システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修、ガバメントクラウド移行及び標準準拠システム以降業務	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 YSK-e-com	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	健康管理システム(特定健診及び健康診査・がん検診・歯科口腔・教育相談管理)のうち共通部分の構築・運用業務	
①委託内容	健康管理システム(特定健診及び健康診査・がん検診・歯科口腔・教育相談管理)のうち共通部分の構築・運用業務の委託	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	四国情報管理センター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜笛吹市における措置＞ ・入退室管理区域内に設置するサーバ内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を 限定し、入退室管理カードにより権限の有無の確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 ・届出書等について、保管年限内は鍵付の文書保管庫内での保管を行っている。 ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〈健康増進事業ファイルに関する記録項目〉

(1)宛名番号、(2)世帯番号、(3)カナ氏名、(4)漢字氏名、(5)通称カナ氏名、(6)通称氏名、(7)生年月日、(8)性別、(9)続柄、(10)電話番号、(11)郵便番号、(12)住所、(13)方書、(14)転入前住所、(15)転出後住所、(16)送付用郵便番号、(17)送付用住所、(18)送付用方書、(19)特定健診・健康診査結果、(20)肺がん結核検診結果、(21)胃がん検診結果、(22)腹部超音波検査結果、(23)大腸がん検診結果、(24)乳がん検診結果、(25)子宮がん検診結果、(26)骨粗しょう症検診結果、(27)歯科口腔検診結果、(28)総合判定、(29)リスク、(30)その他判定、(31)特記事項(32)実施医療機関、(33)受診日(31)検診方式(34)実施年度

※各種検診結果については、詳細項目3～300

	具体的な管理方法	【健康管理システムにおける措置】 ・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び権限カード認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。健康管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 アクセス可能なユーザIDは必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。ユーザIDについては、定期的にチェックを行い不要なIDが使用不可になっているかを確認している。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 ユーザIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 ・対象者から情報入手する際は所定の様式を用いることで健康増進事業事務に必要な情報以外を入手することを防止する。 ・庁内連携による住民情報等の入手にあたっては、データ連携項目を必要最小限に留め、不要な項目の取得を行わない設計にすることで不要項目取得のリスクを回避している。 ・健康管理システムを利用する必要がある職員については、個人ごとにユーザID・パスワードを設定し、厳密に管理している。そのうえでさらに、予防接種情報については担当職員のみにアクセス権限を付与しており、不適切な方法での情報入力・更新ができないよう対策を行っている。
	その他の措置の内容	【アクセス権限の発効・失効の管理】 ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザID及び権限カードを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 【アクセス権限の発効・失効の管理】 ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザID及び権限カードを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 【アクセス権限の管理】 ・操作者の担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与する。 ・共有IDは禁止し、個人に対してIDを発行する。 【特定個人情報の使用の記録】 ・システムの操作ログとして、処理日時、職員情報、処理内容などを記録している。 ・システムの操作ログは、一定期間保存し、必要に応じて解析する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【健康管理システムにおける措置】

- ・健康管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移出はできないように制御する。
- ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
- ・一定時間操作が行われない場合は、スクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。
- ・健康情報管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移出はできないように制御する。
- ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
- ・担当職員には離席時のログオフを義務づける。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは実地の調査を行うことができる規定等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に例外的に再委託を可能としている。その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分な	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【健康管理システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。 【健康情報管理システムの運用における措置】 ・権限を持った職員が所属長の承認を得たうえで情報照会・入手を行う。 ・健康管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康管理システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことの確認を行う。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底を行う。 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【健康情報管理システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバへの情報提供処理については、業務システム側で自動送信を行い、かつ、手動送信においても操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 ・中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。 【健康情報管理システムの運用における措置】 ・健康情報管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康情報管理システムからリストの出力を行い、目的外の提供が行われていないことの確認を行う。 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	庁内レイアウト変更時の特定個人情報の誤廃棄
	再発防止策の内容	特定個人情報の管理の徹底。 ・「特定個人情報の取り扱いに関する報告書」及び「特定個人情報の取り扱い区域図」の見直し ・特定個人情報の取り扱い状況の確認 ・特定個人情報取り扱い記録簿の作成 ・管理職向け研修の実施 ・全特定個人情報取り扱い所属に対し、管理状況の実地確認を実施

その他の措置の内容	<物理的対策> 【笛吹市における措置】 ・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・サーバ室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ・サーバ室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。 ・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。 ・特定個人情報を保管した媒体の市の運用ルールを定め、遵守している。 ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。 クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <技術的対策> 【笛吹市における措置】 ・不正プログラム対策:コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策:本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォール等によりアクセス制御を行う。 ・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【死者の個人番号】 ・生存者の個人番号の場合と同様の安全管理を実施する中で、特定個人情報を保管している。 【特定個人情報が古い情報のままで保管され続けるリスク】 ・住民基本台帳システムとの連携処理を日次で行い、随時最新の情報に更新する。なお、住民基本台帳システムにおいては、住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を担保している。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ・国が指定する保存期間の経過後は、必要に応じて委託先事業者のSE作業にて削除を行う。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【移行作業時に関する措置】 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<笛吹市における措置> ・毎年、職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。(eラーニングを含む) ・毎年、所属内のシステム担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育を必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 ・評価書記載事項と運用実態のチェックを行っている。 ・個人情報保護に関する規定、体制整備。 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置。 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 保健福祉部 健康づくり課 TEL055(262)1972
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

[illegible]